



新宿区景観まちづくり計画・ 新宿区景観形成ガイドライン 改定方針（案）



令和３年３月

新宿区景観計画検討小委員会

目 次

1. 改定のポイント	1
2. 改定の全体像	2
3. 検討項目ごとの改定の方向性	3
4. 検討体制	14
参考資料	16

1. 改定のポイント

(1) 新たな視点や考え方に伴う追加・見直し

- ・新宿駅周辺における再開発によるスカイラインの変化や、デジタルサイネージなどの新たな広告媒体の増加など、景観に影響を及ぼす要素の変化に伴い、景観のあり方を見直す必要が生じている。
- ・東京都が景観計画に夜間景観に関する方針を追加したことなどを踏まえ、現行の景観まちづくり計画・景観形成ガイドライン（以下「景観計画等」という。）に新たな景観のあり方の追加を検討する必要がある。
- ・その他にも、新たな生活様式などの社会情勢の変化にあわせて、景観まちづくりとして取り組むべきテーマについて、検討する必要がある。

(2) 運用面での課題への対応

- ・景観計画等の策定以降、景観事前協議書の届出は 3,500 件を超えているが、景観計画等に明示されていない点について景観まちづくり相談員および景観まちづくり審議会の意見が反映されにくい、エリア界や区界における取り扱いが難しい等、運用面において様々な課題があり、より実行性の高いものとするための取組が求められる。
- ・現行の景観計画等は、きめ細やかな内容となっている反面、参照すべき項目が散らばっているなど、構成が複雑である。より理解しやすいものとするため、構成や冊子の体裁等を含めた全体の再整理を行うことが求められる。

(3) 現況にあわせた時点修正

- ・現行の景観計画等の策定から 10 年以上が経過し、まちの現況が大きく変化しており、改定にあたっては現況に即した内容に修正する必要がある。
- ・「エリア別景観形成ガイドライン」は、地域特性を踏まえたきめ細やかな景観誘導を行うため、全 72 エリアにおいて現地調査を実施し、まちの現況を整理した上で景観形成の方針および具体的な方策を示している。改定にあたって、まちづくりの進展、ランドマークやみどりの変化などを踏まえた時点修正が求められる。

2. 改定の全体像

新宿区景観まちづくり計画

第1章 新宿区における景観まちづくり

第2章 景観法を活用した景観まちづくり

- 1 景観計画の区域
- 2 良好な景観の形成に関する方針
※景観形成方針（景観法第8条第3項）
- 3 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項
※景観形成基準（景観法第8条第2項第2号）
- 4 屋外広告物に関する行為の制限
（景観法第8条第2項第4号）
- 5 景観重要建造物の指定の方針
（景観法第8条第2項第3号）
- 6 景観重要樹木の指定の方針
（景観法第8条第2項第3号）
- 7 景観重要公共施設の整備に関する事項
（景観法第8条第2項第4号ロ）

第3章 景観まちづくり推進施策

景観事前協議制度

景観形成ガイドラインの策定

など

改定の背景、新たな視点
や考え方について記載

P.3「①スカイライン」
P.4「②高さ」
P.5「③夜間景観」
P.6「④新たな屋外広告物」
P.7「⑤日本らしい景観と
国際色豊かな景観」
P.8「⑥公共空間」
に関する方針を追加

必要に応じて、
景観形成基準を見直し

P.5「③夜間景観」に関する
基準を見直し

新宿区景観形成ガイドライン

エリア別

現地調査を基に定めた、良好な景観の形成を図るためのエリアごとの目標および目標達成のための具体的な実現方策（72エリア）

広域

超高層ビル

幹線道路沿道

駅前・鉄道沿線

水辺

夜間景観

エリア別景観形成ガイドラインを
広域的な観点から補完するもの

要素別

形態意匠

設備等修景

みどり

公共空間

景観形成基準のうち、区内のどの地域においても考慮すべき一般的な留意点

総合設計

新宿区が許可する総合設計の建築物等を対象としたガイドライン
（都市開発諸制度を活用する建築物等および東京都が許可する総合設計の建築物等は東京都の大規模建築物等の建築等に係る事前協議制度の基準の対象となる。）

屋外広告物

屋外広告物を対象としたガイドライン
※後から策定されたため別冊

P.10「⑦エリア別の見直し」
・全体的な時点修正
・必要に応じて目標および方針を見直し
・エリアごとに特徴的な項目を追加

P.11「⑧運用にあたっての留意事項を」を追加

P.3「①スカイライン」に関する記述を見直し

P.5「③夜間景観」に関するガイドラインの新規追加を検討

P.8「⑥公共空間」に関するガイドラインの新規追加を検討

P.4「②高さ」に関する基準の追加を検討

P.6「④新たな屋外広告物」に関する基準の追加を検討

P.12「⑨全体的な構成の再整理」を検討

3. 検討項目ごとの改定の方向性

① 超高層ビル群のスカイラインに関する景観形成

【改定方針】

- 新宿駅西口の街路から見えるスカイラインおよび遠方から見えるスカイラインのあり方や景観形成の方向性を検討し、必要に応じて、景観計画等の記述を見直す。
- 超高層ビルが計画される際にはスカイラインの形成に関する資料の提出を義務付けるなど、事前に協議が可能となる仕組みを検討する。

【現状と課題】

- ・ 現行の景観まちづくり計画では、「超高層ビルの景観形成」として、西新宿周辺の超高層ビル群について、「都庁第一本庁舎を中心としたスカイラインの形成や超高層ビル群全体として見た時の形態意匠の調和が図られるよう誘導していく」となっている。
- ・ 現在の新宿駅西口の街路から見えるスカイラインはある程度高さが揃っており、調和のとれた景観となっているが、新宿駅周辺の再開発により、都庁第一本庁舎を超える高さ 260m の超高層ビルの計画が進んでいるなどスカイラインが変化しつつあり、改めてスカイラインのあり方を検討する必要性が生じている。

【小委員会で出された意見】

- ・ 都庁よりも高い建築物が建つことによって現在の記述が誤りになるから改定するのではなく、西新宿周辺のスカイラインをまとまりとして見た時にどう見えたらよいのかを示す必要があるのではないか。
- ・ スカイラインはどこから見るかがポイントとなる。捉え方によっていろいろな見方があると思うので、議論していく必要がある。
- ・ 西新宿周辺の超高層ビル群は、新宿駅西口に降り立った時にアイレベルで見えるまとまりと、青梅街道など区外から近づいて来た時に見えるまとまりで捉える必要があるのではないか。
- ・ 現在は 230m 前後の建築物が多いが、いずれさらに高い計画が出てくる可能性がある。
- ・ スカイラインのデザインは、その是非についての根拠がないため、あるべき姿を具体的に示すことは難しい。

②景観形成に影響を及ぼす建築物等の高さに関する考え方

【改定方針】

- 象徴的な眺望を保全するための「高さ」に関する考え方について検討し、必要に応じて、景観計画等への具体的な記述を検討する。
- 景観計画等への反映とあわせて、都市計画を活用したコントロール手法との連携に関する記述を検討する。

【現状と課題】

- ・ 現行の景観まちづくり計画においては、「聖徳記念絵画館や迎賓館および新宿御苑からの眺望の保全」として、「周辺で計画される建築物等の規模や色彩等を適切に誘導していく」となっており、また、区分地区「新宿御苑みどりと眺望保全地区」の中でも「新宿御苑内の主要な眺望点からの眺望を阻害しないようにする」として、具体的な高さについての記述はない。
- ・ 現行の「総合設計に係るガイドライン」においては、東京都景観計画と同様、聖徳記念絵画館の眺望の保全に係る基準を設けており、具体的な高さの制限を示している。
- ・ 新宿御苑周辺において超高層の建築物が計画されるなど、今後も象徴的な眺望に影響を及ぼす建築物が計画される可能性があり、眺望の保全に向けた規制・誘導について検討することが求められる。

【小委員会で出された意見】

- ・ 象徴的な眺望を保全するための「制限」ではなく「調和」の方向で記述した方が良い。
- ・ 計画の際に眺望に関する検討が必要であることを記述してはどうか。
- ・ 広域的な方針だけでなく、エリアごとに詳細な記述があっても良い。
- ・ 街道筋など重要な眺望点を整理して、エリア別ガイドラインに記載してはどうか。
- ・ 高さに関する記述とコントロール手法は可能であればあった方が良い。
- ・ 高さは地形が深く関係することから、地形を意識させる工夫（例えば、現況図に等高線を入れるなど）をしてはどうか。



新宿御苑からの眺望景観

③夜間の景観形成

【改定方針】

- 東京都の「夜間における景観の形成に関する方針」との連携を図りながら、区としての方向性を検討し、景観まちづくり計画への追加を検討する。
- 必要に応じて、各ガイドラインへの具体的な記述を検討する。

【現況と課題】

- ・平成30年8月に、東京都が景観計画に「夜間における景観の形成に関する方針」を追加し、地域の個性を生かした夜間景観を形成していくことが示された。また、大規模建築物等景観形成指針に夜間照明に関する事項が追加された。
- ・新宿の特徴的な夜間景観として、新宿駅周辺や歌舞伎町近辺の賑わいを発信する地区などがあり、「新宿らしさ」を創出するための重要な要素となっている。
- ・夜の賑わいや活気を演出する地区だけでなく、品格や落ち着きを持ち、明るさを抑制すべき地区など、様々な地域特性に応じた夜間景観のあり方について方向性を示すことが求められる。

【小委員会で出された意見】

- ・例えば、神楽坂は少し暗い方が良くなど、夜間景観の方針は商業系や住居系などの土地利用や地域の特性（繁華街、路地裏、商店街、住宅地など）によって異なる。東京都の方針を踏まえ、区における方針を整理した上で、エリアごとに記述してはどうか。
- ・安全のための「公」の照明、アピールのための「私」の照明で意図が異なる。どこまでコントロールできるのか。



賑わいを創出する夜間景観（歌舞伎町）



落ち着いた雰囲気夜の景観（神楽坂）

④新たな屋外広告物に関する景観形成

【改定方針】

- 電子広告媒体に関する現状と課題を整理した上で、景観形成の方向性や基準を検討し、景観計画等への追加を検討する。

【現況と課題】

- ・ 現行の景観まちづくり計画においては、「屋外広告物の景観の形成」の中で、新たな媒体への対応として、「可変表示式屋外広告物等の新たな広告媒体については、実状を踏まえながら適切な方法により取組みを進める」という表現にとどまっている。
- ・ 現行の「屋外広告物に関する景観形成ガイドライン」においては、地域別ガイドラインの歌舞伎町地区の中で「大型ビジョン広告やデジタルサイネージの活用など、シネシティ広場を囲う面や視認性の高い壁面の魅力をつくる」としている一方、神楽坂地区においては「光源の露出を避け、点滅装置や色の変化する電飾装置、電光ディスプレイなどの映像・映写装置は設置しない」としている。
- ・ 近年、デジタルサイネージやプロジェクションマッピングなどの電子広告媒体が増加し、掲出面積が広いことや、光が強く、動きが発生することなどから、景観への影響が増大しており、新たに景観形成の方針や基準を検討することが求められる。

【小委員会で出された意見】

- ・ デジタルサイネージとプロジェクションマッピングは視距離が異なるため、景観事前協議の際には、景観に及ぼす影響の違いに注意する必要がある。
- ・ 大型トラックにきらびやかな電飾等を施した車体広告を見かけるが、東京都より厳しい規制を区独自にかけようかどうかは検討する必要がある（東京都屋外広告物条例では都内ナンバーの車体に規制をかけている）。
- ・ ストリートファニチャーや社会実験で用いるベンチなどは広告物となるのか、公共空間のガイドラインで扱うべきものなのか。
- ・ 屋外広告物は地域の特性によって景観形成の方向性が異なるため、エリア別ガイドラインへの反映や関連付けが必要ではないか。
- ・ 土地利用との関係が大きいと、用途地域などで全体的な方向性を押さえた上で、特徴的なまちにおける方向性を整理してはどうか。
- ・ 新宿区においては、新たな屋外広告物を抑制する方向だけでなく、賑わい創出のため、設置を促進するエリアもあり得る。

⑤ 日本らしい景観と国際色豊かな景観に関する視点

【改定方針】

- 地域の文化に根差した「日本らしい景観」や「国際色豊かな景観」を尊重しつつ、社会情勢の変化に柔軟に対応する新たな視点を景観計画等に反映していくことを検討する。
- 新宿らしい景観をともにつくる、という考え方を示し、多様な文化に基づく景観を形成していく仕組みについて検討する。

【現況と課題】

- ・ 近年、インバウンドの増加に伴い、「日本らしい景観とは何か」が問われている。また、新大久保界限のエスニックな景観など、生活に根差した国際色豊かな景観も、新宿区らしさの一つとして挙げられる。
- ・ 国際化を進めていく上での景観のあり方として「新宿らしい景観」をどう捉えるかを改めて再確認し、景観計画等への反映を検討すること求められる。

【小委員会で出された意見】

- ・ 国際化には、新大久保のように地域そのものが国際色豊かになっているところと、日本らしいところに外国人観光客が多く訪れる、という両面がある。
- ・ 良い面だけでなく、いろいろなサインが乱立することや、ホテルが増えることで景観が変化するなど、国際化による景観の破壊という側面もある。
- ・ 日本らしさを追求する、新たに作っていくということだけでなく、景観を守る、整えるという視点もある。
- ・ 国際色豊かな景観や日本らしい景観は「地域の個性」としてエリア別ガイドラインに記述すれば良いのではないかと。
- ・ 守るべき細かい基準を作るのか、原則的な方針を示した上で「新宿らしさを一緒に考えよう」というものを作るのかがポイントになるのではないかと。



国際色豊かな景観（新大久保）



日本らしい景観（神楽坂）

⑥公共空間における人や暮らし、活動に伴う景観の視点

【改定方針】

- 人の営みや活動に寄与するとともに、環境インフラに配慮した公共空間づくりの考え方に重点をおき、公共空間（民有地における公開空地等を含む）のあり方について検討し、公共空間の整備に関する景観形成の基本的な考え方や基準を景観計画等に反映することを検討する。
- 民有地における公開空地等については、維持管理や改修の段階においても景観形成の方針等が担保される仕組みを検討する。

【現況と課題】

- ・ 現行の景観まちづくり計画においては、「景観重要公共施設の整備に関する事項」の中で、主要な道路、公園、河川について整備に関する事項を定めている。
- ・ 現行の「超高層ビルの景観形成ガイドライン」において、公開空地や歩行者空間のつくり方に関する考え方等を示しているが、その後の維持管理や改修についての記述はない。
- ・ サスティナブル（持続可能性）やインクルーシブ（包括的）、ウォークブルといった概念が人々に浸透しつつあり、都市貢献に空地以上のものが求められている。
- ・ 人々の価値観の変化に伴い、憩いの場や健康づくりなどのため、歩行者空間や公園、オープンスペース等、生活の質を高める場所のニーズが高まっている。
- ・ さらに、新型コロナウイルスの影響による生活様式の変化に伴い、公共空間に求められる機能や役割も変わりつつあり、公共空間のあり方を改めて整理することが求められている。

【小委員会で出された意見】

- ・ 街路景観をどう考えるかについても「公共空間における景観形成の方針」に書いてはどうか。
- ・ 道路における歩道と公開空地等の部分が一体的に整備されるように記載をするべきではないか。
- ・ 建物内と公共空間の関係性についても記載をするべきではないか。
- ・ 民有の公的な空間も都市の一部として捉えられ、人々が利用し楽しむ場として認識されてきている。地域に貢献する必要性を理解してもらう必要がある。
- ・ 人の活動に伴う「生活景」はエリア別で強調して記述してはどうか。
- ・ 総合設計や超高層ビルのガイドラインの中に、公共空間に関する事項を書き加えることができるのではないか。
- ・ 公共空間は「配置」が重要であるが、景観事前協議を行う時期との関係で、配置に関する意見を述べるのが難しい。
- ・ 公共空間のつくり方を時間軸で示した事例は良いと思う。新宿区は既に西新宿の特

定街区制度により整備された有効空地等があるので、新たにつくるだけでなく、更新やリノベーションをする段階の記述も必要になってくるのではないかな。

- 公共空間におけるイベント等による仮設の構造物やストリートファニチャーも対象とし、適用できるような仕組みを検討してはどうか。
- アフターコロナについては、現時点で景観面での捉え方を記述するのは時期尚早と考えられるが、新型コロナウイルスのまん延が契機となって考えるべき視点や、公共空間のあり方、価値観の変化等を盛り込んで、良い事例を紹介することなど是可以するのではないかな。

⑦エリア別景観形成ガイドラインの時点修正

【改定方針】

- 全 72 エリアに対して、検討項目に挙げた視点を踏まえた現況調査を行い、大規模開発による街並みの変化、みどりやランドマークの変化等にあわせた時点修正を行うとともに、新たな視点や考え方についての方向性を検討する。
- まちの状況が大きく変化したエリアについては、既存の方針等の見直しを検討する。

【現況と課題】

- ・現行の景観計画等を策定した際には、大学研究室と連携し、現地調査を丁寧に行った。
- ・策定から 10 年以上が経過し、エリアによって、大きな変化が見られるところや、住宅街など比較的まちの動きが少ないところがあるが、全般的に現況に即した内容に更新する必要がある。
- ・今回の改定にあわせて追加する新たな視点や考え方についても、エリア別ガイドラインに反映していくことが求められる。

【小委員会で出された意見】

- ・72 エリアの現況調査を行う際には、あらかじめ、幹線道路沿道、商業系、住居系などの区分で着目すべき項目を整理し、全体的な方向性を押さえた上で、異なる用途地域にまたがるエリアや特徴的なエリアを抽出して調査する方法もあるのではないかな。
- ・眺望の保全のための建築物の高さに関しては、地形が深く関係するため、エリア別ガイドラインの現況図に等高線を入れるなど、地形を意識させる工夫をしてはどうか。

⑧運用にあたっての留意事項等

【改定方針】

- 運用時の課題となっているエリア界・区界の取り扱いについて検討する。
- 景観事前協議の場において、景観形成の基本的な考え方や方向性が共有された上で、事業者による創造的な提案につながるよう、景観計画等が有効に活用されるための工夫を検討する。

【現況と課題】

- ・これまでの景観事前協議の中で、エリア界に建つ計画の場合、どちらのエリアの基準を運用すべきかなどの問題があった。
- ・景観計画等に明示されていないことや裁量的指導であることを理由に、景観まちづくり相談員および景観まちづくり審議会の意見が反映されにくいなどのケースが見られる。

【小委員会で出された意見】

- ・協議の場では、具体的で細かいルールを示すことで実効性が高まるが、ダイナミックな変化に柔軟に対応しにくくなる側面もある。
- ・細かい基準まで示すと、選択肢が狭まり、事業者が自ら考えなくなってしまう恐れがある。細かい基準を示すよりも、景観形成の考え方や方向性を示すことが重要なのではないか。
- ・運用時に使いやすくなるように、Geographic Information System (GIS) と連動させて、景観形成上配慮すべきポイントを示せると良いのではないか。

⑨全体的な構成の整理

【改定方針】

- 今回の改定にあわせて、これまでのきめ細やかな景観誘導という特徴を活かしつつ、理解しやすい景観計画等とするために、冊子の形状や構成について見直す。
- 参照すべき項目を検索しやすくするために、全体の見取り図や索引などの作成やデザインの工夫などを行う。

【現状と課題】

- ・景観まちづくり計画と景観形成ガイドラインが合冊になっており、追加で策定されたものが分冊になるなど、冊子としてのまとまりがない。また、きめ細やかな景観誘導を目指した結果、ガイドラインの構成が複雑になり、参照すべき項目が散らばっている。

【小委員会で出された意見】

- ・事前協議を届け出る立場だったら、今の冊子のような分厚いものはとても読み切れないので、これだけは守ってほしい、という要点が簡潔にまとまっているものが求められているのではないかと。
- ・エリア区分図については、国際化エリア区分図、夜間景観エリア区分図など、それぞれの項目についてエリアごとの強弱や方向性を示せると分かりやすい。
- ・全体の方針とエリアの関係性がわかるように、どの方針がどのエリアに及んでいるのか、対応表があると良い。
- ・景観まちづくりガイドラインだけでなく、景観まちづくり計画の構成についても見直しを検討する必要がある。

■ 現行計画と改定方針の対応表

表内の「○数字」は、
検討項目番号に対応

【新宿区景観まちづくり計画】

現行計画		改定方針（◆：新規追加、○：見直し）
第1章 新宿区における景観まちづくり	・目標、理念 ・策定の背景、プロセス ・計画の見直しの経緯 ・景観まちづくりの推進 ・実現に向けての仕組み（図）	○改定の背景を記載 ◆新たな視点についての記載を追加
第2章 景観法を活用した景観まちづくり	1 景観計画の区域	
	2 良好な景観の形成に関する方針 （景観法第8条第3項）	
	I 基本方針	
	II 広域的な景観の形成 ※超高層ビルの景観、眺望景観、駅前・車窓景観、沿道景観、水辺景観	○現状と異なる記載を見直し ○「スカイライン」に関する記載を見直し（①） ◆「高さ」に関する記載を追加（②） ◆「夜間景観」の項目を追加（③）
	III 屋外広告物の景観の形成	○現状と異なる記載を見直し ◆「新たな屋外広告物」に関する記述を追加（④）
		◆「日本らしい景観と国際色豊かな景観」（⑤）や「公共空間」（⑥）など、新たな考え方に伴う景観形成の方針について新規追加
	IV 景観形成の推進 （区分地区の景観形成方針）	○◆追加・修正した項目について、必要に応じて区分地区の方針に反映
	3 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項 （区分地区の景観形成基準） （景観法第8条第2項第2号）	○◆2－IVの見直しにあわせて、必要に応じて景観形成基準を修正
	4 屋外広告物の表示および屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限 （景観法第8条第2項第4号）	
	5 景観重要建造物の指定の方針	
	6 景観重要樹木の指定の方針	
	7 景観重要公共施設の整備に関する事項	
第3章 景観まちづくり推進施策	・景観事前協議制度 ・景観まちづくり相談員の活用 ・景観形成ガイドラインの策定 ・景観まちづくり審議会の活用 ・都市計画諸制度との連携	

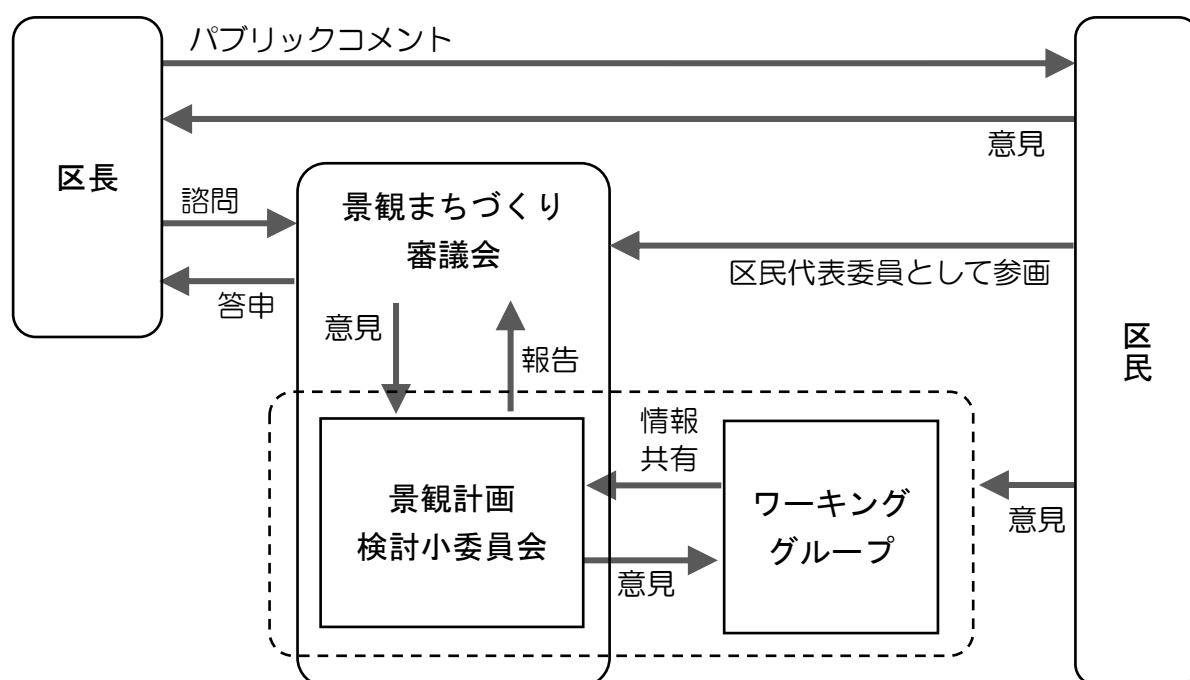
【新宿区景観形成ガイドライン】

現行計画		改定の方向性（◆：新規追加、○：見直し）
エリア別 景観形成 ガイド ライン (10 地区 72 エリア)	72 エリアごとに以下を記載 ・景観特性（図、写真、コメント） ・景観形成の目標 ・景観形成の方針 （景観形成の考え方、具体的な方策）	○全エリアを対象に基本的な修正・反映（⑦） ・景観特性（現況等）について時点修正 ・景観計画で追加・修正した項目について必要に応じて反映 ○景観の変化が大きなエリアについて、景観形成の目標、方針など必要に応じて見直し（⑦） ◆エリアごとに特徴のある項目について、新規追加を検討（⑦）
		◆運用にあたっての留意事項を新規追加（⑧） （エリア境界にあたっての取り扱い等）
広域的な 景観形成 ガイド ライン	・超高層ビルの景観形成ガイドライン ・幹線道路沿道の景観形成ガイドライン ・駅前・鉄道沿線景観形成ガイドライン ・水辺景観形成ガイドライン	○景観計画の修正・追加にあわせて見直し ○超高層ビルの景観形成ガイドラインを見直し（①） ◆夜間景観形成ガイドラインの追加を検討（③）
要素別 景観形成 ガイド ライン	・形態意匠の景観形成ガイドライン ・設備等修景の景観形成ガイドライン ・みどりの景観形成ガイドライン	○事前協議で求められている基準について、必要に応じて明文化（⑧） ◆公共空間ガイドラインの追加を検討（⑥）
新宿区が許可する総合設計の建築物等に係る景観形成ガイドライン	・一般基準 ・聖徳記念絵画館の眺望の保全に関する景観誘導 ・新宿御苑の眺望の保全に関する景観誘導	○景観計画の修正・追加にあわせて見直し ○景観計画の「高さ」に関する記載にあわせて見直し（②）
屋外広告物に関する景観形成ガイドライン	第1章 屋外広告物の景観誘導推進 第2章 区全域ガイドライン 第3章 地域別ガイドライン （歌舞伎町地区、外濠周辺地区、神楽坂地区） 第4章 屋外広告物の景観誘導に関する手続き	○景観計画の修正・追加にあわせて見直し ◆「新たな屋外広告物」に関する記述を新規追加（④）

4. 検討体制

識見を有する者、公募区民、地域団体の代表者などで構成する「新宿区景観まちづくり審議会」のもとに設置された「新宿区景観計画検討小委員会」において改定内容の検討を行う。また、現地調査等を行うため、ワーキンググループを設置する。

	役割	進め方	構成
景観まちづくり審議会	・小委員会からの意見を踏まえてとりまとめた検討案について審議する。	・会議形式（事務局からの報告に対する質疑応答、意見等）	・識見を有する者 8 名 ・区民代表 8 名 ・区職員 1 名 （都市計画部長）
景観計画検討小委員会	・事務局が報告する改定の方 向性や改定内容、検討案等 について意見を行う。	・会議形式での意見交換	・識見を有する者 4 名 （審議会委員より選出）
ワーキンググループ	・エリア別景観形成ガイド ラインの一部を担当する。 ・現地調査を行い、見直し案 を作成する。	・チームごとにエリアを分担	・都市計画や景観まちづくりを学ぶ大学生および大学院生
区民	・まちづくりに関わる地域団体に対してヒアリング等を行う。 ・改定素案についてパブリックコメントを実施する。 ・改定地区（エリア）ごとに説明会等を開催する。		・まちづくりや景観づくりに関わる地域団体 ・一般区民による自由参加



■新宿区景観計画検討小委員会 委員名簿

	氏 名	所属等	備考
識見を有する者	中島 直人	東京大学准教授	委員長
	篠沢 健太	工学院大学教授	
	坂井 文	東京都市大学教授	
	伊藤 香織	東京理科大学教授	

参考資料

（１）検討経過

改定方針を検討するために、以下のとおり計４回の景観計画検討小委員会を開催した。

	開催日時	主な議題等
第１回	令和２年１１月２６日（木） １０時～１２時	○景観まちづくり計画・景観形成ガイドラインの改定について ○改定の方向性について ○改定に向けた体制について
第２回	令和２年１２月２１日（月） １６時～１８時	○改定の方向性について ○改定に向けた検討体制について
第３回	令和３年２月３日（水） ９時３０分～１１時３０分	○景観まちづくり計画および景観形成ガイドラインの改定方針（骨子案）について ○ワーキンググループについて
第４回	令和３年２月２２日（月） １３時～１５時	○景観まちづくり計画および景観形成ガイドラインの改定方針（案）について

（２）各回の資料

景観計画検討小委員会の各回で用いた資料を、以下に掲載する。（略）